

あらためて考える

自衛隊と9条

安倍政権は国会での数の力を背景に、参院選ではいささか触れなかった憲法改定を「だまし討ち」で着手しようとしています。野党取り込みを狙っての「お試し改憲」の動きも見せていますが、本丸は憲法9条2項を改定して国防軍を創設し、海外での武力行使を無条件・無制限に可能にすることです。戦後政治の最大争点ともいえる9条と自衛隊の問題について、あらためて考えます。

自衛隊の存在

生み出した政府

「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」
憲法9条2項に照らせば、世界第8位の軍事費を支出し、イージス艦や最新鋭の戦闘機を有する自衛隊が憲法違反の存在であることは明らかです。

9条の理想実現

この矛盾をどのようにして解決するか。改憲派は、9条を改定して現実と合わせることを主張しています。しかし、それが日本の将来のあり方としてふさわしいのでしょうか。

憲法9条改定に反対する

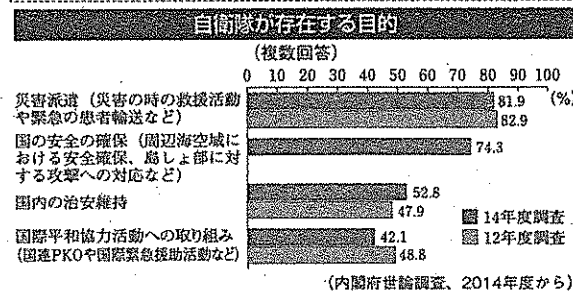
憲法9条改定に反対する人々の中には、自衛隊の存在を支持している人もいます。北東アジアの平和的環境が成熟し、多くの国民が「自衛隊がなくては駄目だ」と感じているとされています。

自衛隊の目的

自衛隊の目的は、日本国憲法が定める「自衛」にあり、海外派兵を進め、「日本防衛」を建前とした日米安保条約から踏み越えて、地球規模で米軍

憲法と自衛隊をめぐる主な動き

1947年5月	日本国憲法が施行
50年8月	警察予備隊(自衛隊の前身)が発足
54年7月	陸海空自衛隊が発足
60年1月	現行の日米安保条約に調印
92年9月	自衛隊がカンボジアPKOに参加
2001年11月	テロ特措法に基づきインド洋に派兵
03年12月	イラク特措法に基づきイラク派兵
08年4月	名古屋高裁で「イラクでの武装米兵空輸は憲法違反」の判決
14年7月	集団的自衛権行使容認の「閣議決定」
15年8月	戦争法案反対・国会前大行動に12万人が参加
15年9月	戦争法案が強行成立

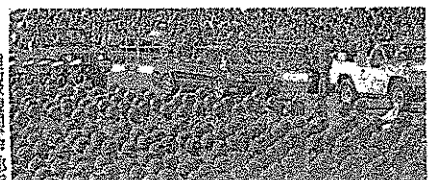


焦点は「海外で戦争する国」の是非

9条の実現 国民合意で

戦後六十数年にわたって形成された憲法と自衛隊との矛盾を解決するためには、国民的な合意を経ながら一歩一歩、段階をへる必要

「海外で戦争する国」の是非は、国民の多くは憲法9条改定に反対する。同時に、自衛隊の存在を支持している人もいます。北東アジアの平和的環境が成熟し、多くの国民が「自衛隊がなくては駄目だ」と感じているとされています。自衛隊の目的は、日本国憲法が定める「自衛」にあり、海外派兵を進め、「日本防衛」を建前とした日米安保条約から踏み越えて、地球規模で米軍



自衛隊訓練式で隊員を視察する安倍首相(中央の黒い筒着)。(2013年10月、埼玉県朝霞市)

2014年、一片の「閣議決定」でこの解釈を百八十度変換。日本が攻撃されておらず「密接な関係にある他国(米)を想定」に対する武力攻撃が発生した場合でも武力行使は可能とし、歴代政権が「憲法違反」としてきた集団的自衛権の行使容認に踏み切ったのです。

海外派兵でも政府は従来、①武器使用は「正当防衛」に限る②戦闘地域にはいかない③としてきましたが、戦争法ではこれらの制約を取り払いました。

さらに憲法9条を明文改憲すれば、海外での武力行使は「合憲」になってしまいます。08年の名古屋高裁判決は、航空自衛隊によるイラクでの武装米兵の空輸は「憲法9条2項に違反する」と判断しましたが、今後このような判決は出せなくなってしまうでしょう。

戦後長きにわたって維持されてきた政府の憲法解釈を一片の「閣議決定」で変え、海外での武力行使を可能にする。これに対しては、多くの国民、野党と幅広い市民が、自衛隊の合憲・違憲の立場の違いを超えて「許せない」と立ち上がり、結束しています。

「災害派遣」最多
内閣府の最新の世論調査によれば、回答者

安倍政権は軽視
安倍政権が進めようとしているのは、これと正反対のことです。政府は8月下旬にも、南スーダンPKO(国連平和維持活動)に参加している陸上自衛隊への「駆け付け警護」などの任務付与を想定した訓練開始を狙っています。最初はこの任務を実施する危険が高いのが、東日本大震災で被災者支援の中心だった東北方面隊です。

被災地で汗を流す自衛隊を海外の戦場に送り込み、殺し殺される道に踏み込ませる。「海外で戦争する国」へ突進、自衛隊員の命を犠牲にする安倍政権の暴走を食い止めることが、当面の最大焦点です。

(NHK)